



一般社団法人 日本自動車運行管理協会

憲 章

協会員は、自動車運行管理業界の健全な発展を図り、公正な競争を通じて利潤を追求すると共に、広く社会にとって有用な存在であることが求められている。

そのため協会員は、次の規範に基づいて行動する。

1. 優秀な人財と高度なサービスをもって、お客様に感動を提供する。
2. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに従業員の人格・個性を尊重する。
3. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
4. 法律、各種ルールを遵守するとともに社会的良識をもって公正・透明で自由な競争を行う。
5. 我が国の交通事故減少に寄与する交通安全対策の推進と環境問題への取り組みは、協会員として必須の条件であることを認識し、自主的、積極的に活動する。
6. 経営トップは、本憲章の精神を率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。
7. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。